

序章

1 都市計画マスタープランとは

本計画は、都市計画法第 18 条の 2 に基づく「市の都市計画に関する基本的な方針」として定めるものである。

また、上位計画となる「第 6 次羽咋市総合計画」と、石川県が定める「羽咋都市計画区域マスタープラン」（羽咋都市計画区域の整備、開発及び保全の方針）などに則し、本市の将来都市像を実現するため、都市計画の総合的な理念・目標とこれを実現するための個別具体の都市計画の方針を定めるものである。

1-1 都市計画マスタープランの見直しの必要性

(1) 上位・関連計画の策定や見直し

- 上位計画である「第 6 次羽咋市総合計画」の改定（令和 3 年 3 月）に伴い、本計画の見直しを行う。
- 現行計画の策定から約 10 年が経過しており、近年の本市の状況を踏まえ、本計画の見直しを行う。
- 本計画と整合を図るため、関連計画である「羽咋市立地適正化計画」を改定（令和 7 年 1 月）する。

(2) 定住人口の確保と既存資源の有効活用

- 本市では年々人口が減少する一方、高齢化率は上昇しており、少子・高齢社会への対応が求められている。人口減少は特に用途地域内において顕著であり、中心市街地の活性化と定住人口（特に若年世代）の確保が課題となっている。
- まちなかには空き家が多く存在しており、既存ストックや地域資源の有効活用が求められている。

(3) 災害に対する強靱なまちづくり

- 令和 6 年能登半島地震による人や建築物、インフラなどへの甚大な被害や、集中豪雨による河川の氾濫被害など、自然災害が激甚化・頻発化している。本市は海岸線に市街地が展開し、また、市街地を羽咋川などの河川が貫流する地形であり、既存の防災に関する計画を踏まえ、ハード・ソフト両面において、災害に強いまちづくりの視点による計画づくりが必要である。
- 道路や公園など既存の都市施設について、防災への活用なども踏まえた安全・安心なまちづくりの強化を行う必要がある。
- 令和 2 年 3 月、本市では、安全・安心な地域社会の構築に向けた「羽咋市強靱化地域計画」を策定しており、この計画を踏まえたまちづくりに取り組む必要がある。

(4) 持続可能なまちづくり

- 平成 27 年の国連サミットにおいて、国際社会共通の目標となる「持続可能な開発目標 (SDGs)」が採択されており、本市においても SDGs の目標達成に向けた都市づくりを進めていくことが必要である。
- 気候変動や環境汚染などに対応したインフラ整備の推進など、世界規模で地球温暖化抑制に対する取り組みがなされており、都市づくりにおいても脱炭素社会の実現に向けた対策が必要である。
- 平成 23 年、世界農業遺産に認定された「能登の里山里海」の地域として、今後も良好な里山里海の保全に努めるとともに、これら地域資源の有効活用と地域住民が主体となったまちづくりへの更なる展開が必要である。

表—SDGs の 17 の目標

目標 1 【貧困】		あらゆる場所あらゆる形態の貧困を終わらせる	目標 10 【不平等】		国内及び各国家間の不平等を是正する
目標 2 【飢餓】		飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養の改善を実現し、持続可能な農業を促進する	目標 11 【持続可能な都市】		包摂的で安全かつ強靱 (レジリエント) で持続可能な都市及び人間居住を実現する
目標 3 【保健】		あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する	目標 12 【持続可能な消費と生産】		持続可能な消費生産形態を確保する
目標 4 【教育】		すべての人に包摂的かつ公平な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する	目標 13 【気候変動】		気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる
目標 5 【ジェンダー】		ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う	目標 14 【海洋資源】		持続可能な開発のために、海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
目標 6 【水・衛生】		すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する	目標 15 【陸上資源】		陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する
目標 7 【エネルギー】		すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的なエネルギーへのアクセスを確保する	目標 16 【平和】		持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
目標 8 【経済成長と雇用】		包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用 (ディーセント・ワーク) を促進する	目標 17 【実施手段】		持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する
目標 9 【インフラ、産業化、イノベーション】		強靱 (レジリエント) なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る			

序 章

(5) ニューノーマルに対応したまちづくり

- 新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大は、経済、社会、生活など多方面に甚大な影響を及ぼした。今後も、住民の安全な生活を確保し、ライフスタイルや価値観の変化に対応するため、感染症をはじめとする様々な変化を想定し、ニューノーマル（新しい生活様式）に対応したまちづくりが必要である。

(6) デジタル化の急速な進展に対応したまちづくり

- ICTの進化やネットワーク化により、経済や社会のあり方や産業構造が急速に変化する新しい時代が到来する中、デジタル化の急速な進展に対応し、ICTを最大限に活用したまちづくりが必要である。

1-2 都市計画マスタープランの対象範囲

本計画は、都市計画に関する基本的な方針を示すものであり、土地利用や都市施設の整備方針など、主に都市計画分野に関する事項については都市計画区域を対象とし、自然環境の保全や景観形成の方針などについては市全域を対象とする。

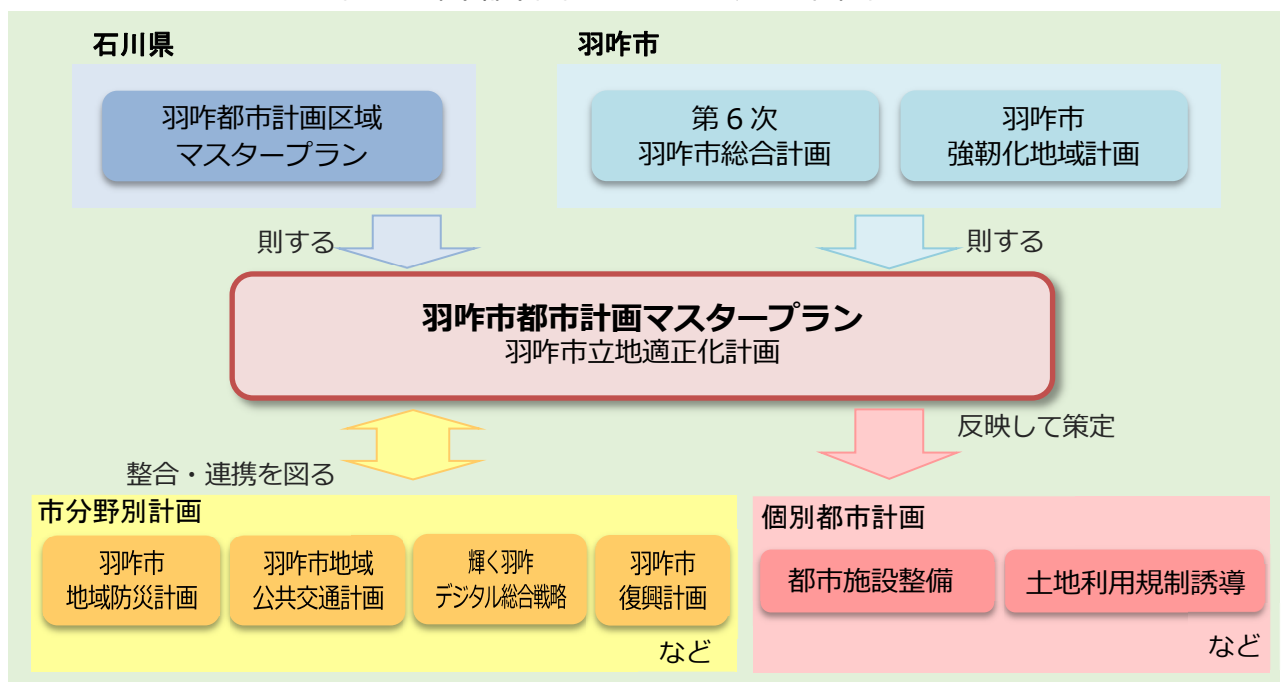
1-3 都市計画マスタープランの目標年次

- 本計画に示す方針の目標年次は、直近の国勢調査（令和2年）を基準年とし、おおむね20年後（令和22年度）とする。

1-4 都市計画マスタープランの位置付け

本計画は、上位計画となる「第6次羽咋市総合計画」と、石川県が定める「羽咋都市計画区域マスタープラン」などに則するとともに、関連計画と整合・連携を図りながら、個別具体的な都市計画の方針を示すものである。

図一 羽咋市都市計画マスタープランの位置付け



2 都市計画マスタープランの構成

2-1 計画の構成

本計画は、全体構想と地域別構想で構成し、全体構想の分野別方針と地域別構想の相互補完により構築する。

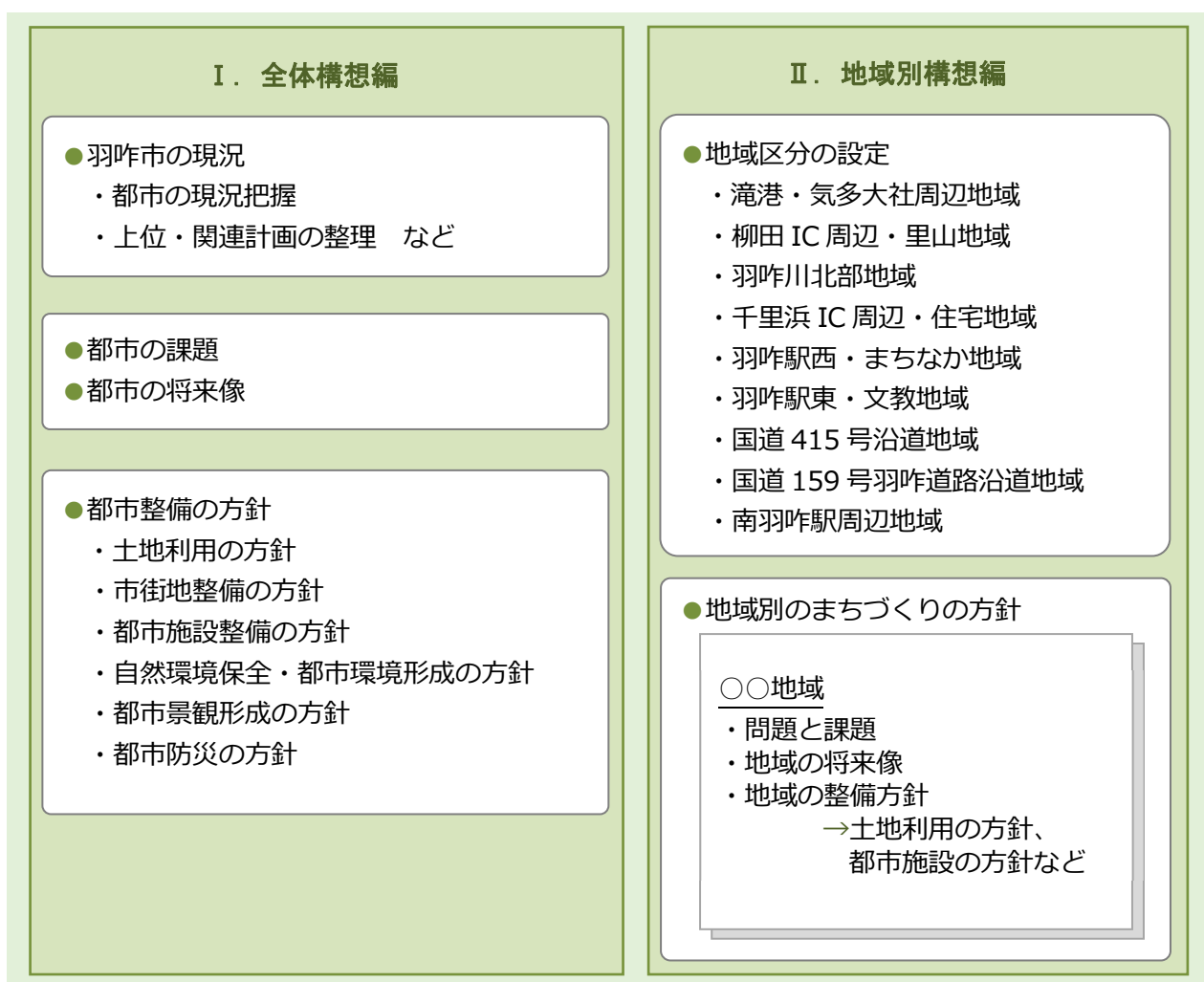
【全体構想】

全体構想では、市全域を対象として本市の現況を整理したうえで、都市の課題、都市計画の基本理念、将来像を示すほか、土地利用、都市施設、都市環境や景観のあり方など、本市に関わる分野別の都市づくり方針を示す。

【地域別構想】

地域別構想では、地域区分を設定し、地域別の現況・課題を整理するとともに、将来目標やまちづくり方針を示す。

図一 羽咋市都市計画マスタープランの構成



3 都市計画マスタープランの策定体制

時代の潮流や地域の実情に応じて本計画の見直しを行うため、庁内ワーキング会議を開催するとともに、有識者、市民代表、関係機関などから構成される策定委員会を設置し、検討を行うものとする。

なお、本計画の策定にあたっては、パブリックコメントなどを実施し、住民意向の反映に努めながら、下記の体制で検討を進めるものとする。

図一都市計画マスタープランの策定体制

